

高財第 28号

令和7年10月7日

各局長殿

財政局长

令和8年度予算編成方針について（依命通達）

令和8年度予算については、次により編成することになりましたので、
高松市予算規則第5条の規定に基づき、命により通知します。

第1 令和8年度予算編成の基本方針

令和8年度予算編成については、物価高騰や賃金上昇への対応を図りながら、「第7次高松市総合計画」で掲げる目指すべき都市像の実現に向け、「令和8年度予算編成方針」（以下「編成方針」という。）でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うものとする。

1 将来にわたり持続可能な財政運営の確立

（1）「財政運営指針」（令和7年10月）等に沿って、事業の必要性、効果等を精査し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリの効いた予算編成に取り組む。

（2）今後の国の予算編成の動向や地方財政対策、税収等の状況を十分に見極める一方、市債残高にも留意しながら、全力を挙げて歳入の積極的な確保を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を目指す。

2 第7次高松市総合計画の着実な推進

事務事業全般にわたる見直しにより捻出された貴重な財源を重点的・効率的に配分し、人口減少、少子・超高齢社会の進行や、地方創生などの課題を踏まえ、本市を取り巻く社会の状況の変化に対応するため、「選ばれるまちづくり」、「持続可能なまちづくり」、「協働によるまちづくり」を「まちづくりの基本方針」として位置付ける、第7次高松市総合計画や、その実施計画となる「第2期高松まちづくりプラン」の各施策事業を着実に推進する。

3 地域経済における好循環の実現

物価高が継続する中、市民が豊かな生活を実感するため、将来にわたって継続的に賃金が増加する社会を目指し、物価高を踏まえた官公需における価格転嫁の推進など、物価動向等に対し適切に対応することで、地域経済における好循環の実現を図る。

4 デジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーションの積極的な推進

行政手続のデジタル化を始めとした、あらゆる分野で I C T 等のデジタル技術を活用するなど、デジタルトランスフォーメーションの積極的な推進に取り組み、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るとともに、持続可能な行政サービスの提供につなげる。

また、市有施設の L E D 化や太陽光発電の導入など、グリーントランストラスフォーメーションを積極的に推進し、二酸化炭素排出量の抑制に取り組むとともに、更なるコスト削減を図る。

第 2 予算編成に係る基本的事項

1 施策事業の重点化

「第 2 期高松まちづくりプラン」の各施策事業については、政策局において、その必要性、効果や後年度負担を踏まえるとともに、毎年度の予算編成において、多額の財源不足が生じている厳しい財政状況を勘案し、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の積極的な活用や、事業の取捨選択・改善を含めた見直しに積極的に取り組むこと。

2 成果を重視した施策事業の展開

的確な点検・評価、定期的な見直しを行うため設定する、総合計画及びまちづくりプランの各施策の成果指標等を念頭に、必要性及び効果を検証し、施策事業の着実かつ円滑な展開を図ること。

また、財政課長及び財政局長調整では、その点に重点を置いて、調整を行う。

3 部局間の調整、事業の連携・一元化

「人口減少対策」や「行政手続のデジタル化」など、組織横断的に取り組むべき政策課題については、体系的な予算を編成する観点から、事

前に関係部局間で十分調整を行うことにより、重複事業を排除し、事業の連携・一元化を図ること。

4 各部局の主体性を生かした予算編成の実施

局長主導の下、経費全般にわたる大胆かつ徹底した見直しを、一件ごとに必ず行うとともに、施策事業の厳しい選択と見直しにより確保した財源を、効果の高い事業へ再配分するなど、後で定める枠配分経費においても、メリハリの効いた予算編成に取り組むこと。

5 後年度負担の把握等

各種事業について、常に後年度負担の見込みを把握し、将来、経常的に多大な財政負担をもたらすことがないよう十分に検討すること。また、事業化により、多大な後年度負担が見込まれる場合は、その軽減が図られるよう、他の事業の廃止も含め、所要の見直しを行うこと。

なお、投資的経費の各年度の事業費総額や市債発行額については、本市の財政状況を勘案し、適宜調整を行うこととする。

6 事業の見直し

(1) 厳しい財政状況を共通認識とし、補助金を始め、個人給付的な扶助費や減免措置等の市単独事業はもとより、それ以外の事業についても、行政評価や外部評価の結果、令和元年度に財政保全プロジェクトの取組として実施した「事務事業見直し」、「予算執行における指示事項」等を踏まえ、事業の廃止も含め、適切な見直しを検討すること。

(2) 新規・拡充事業については、事業数や事業量、人員の管理に努めるとともに、後年度負担、必要性、実効性等について十分検討すること。

また、事業実施の場合は、必ず、既存事業の廃止・縮小等、スクラップ・アンド・ビルトの徹底により、必要な財源を捻出するほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等を活用するなど、新たな財源の獲得によって対処すること。

(3) 事業の内容、性格などに応じ、事業の終期又は見直し時期の設定(サンセット方式) やアウトソーシングの導入を検討すること。

特に、3年以上見直しが行われていない補助金等については、「高松市補助金等の見直し方針」に基づき適切な見直しを検討すること。

7 企業会計における独立採算性の原則確保と経営の健全化

企業会計への負担金・補助金・出資金は、一般会計に多大な影響を及ぼしていることから、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入れに依存することなく、会計内での調整を基本とするとともに、中長期的な経営観点に立ち、健全化を図ること。

8 財源確保の徹底

- (1) 市税・税外収入の未収入金の縮減、市有未利用地の売却のほか、広告料収入やネーミングライツ、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税など、新たな自主財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に取り組むこと。
- (2) 新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うとともに、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても検討すること。

9 ファシリティマネジメントの推進

老朽化が進む公共施設については、個別施設計画を策定し、適正な維持管理や長寿命化を図るとともに、「高松市公共施設再編整備計画」等に基づき、総量、配置の適正化や、PPP／PFIを積極的に推進し、施設に係る経費の最小化と施設効用の最大化を図ること。

10 その他留意事項

- (1) 令和元年度に財政保全プロジェクトの取組として実施した、「事務事業見直し」において、見直し対象となった事業については、見直し内容を踏まえた、予算要求とすること。
なお、別紙（事務事業見直し対象事業状況調査票）に記載の見直し未着手事業については、必ず見直しを行い、予算要求すること。
- (2) 制度の改正が確実に見込めるものを除き、現行制度に基づいて見積ることとするが、今後示される国・県の予算編成、地方財政対策等の動向を注視し、具体策が示された場合には、既存の事業との関連性や事業の必要性・効果等の検討を十分行った上で、計上すること。
また、予算要求後に、国等の予算編成の内容等に基づき、要求を変更する必要が生じた場合は、事前に財政課と協議を行うこと。

- (3) 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであり、その増加は財政硬直化の要因ともなることに留意すること。
- (4) 年度途中における予算補正は、当初予算成立後における制度の改正や災害関連経費などで真にやむを得ないもの、又は、当初予算編成の中で協議したもの以外は行わない方針であるので厳に留意すること。
- なお、特別な理由により当初予算に計上することが困難なものについては、その見込額等を別途「当初予算に要求できない事業に関する調書」により提出すること。
- (5) 適切な価格転嫁を行うため、事業費等の算定に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえること。

第3 一般会計中期財政収支見通し

現行制度をベースに、現時点における国の動向や物価高騰の影響等を踏まえ、過去の決算状況や高松まちづくりプランを始めとする各種の計画等に基づく施策事業を勘案し、令和8年度の一般会計に係る見通しを、一般財源ベースで試算した。**別紙①参照**

この試算によれば、8年度の一般財源不足額は約88億円と見込まれている。

7年度は、当初予算において物価高騰への対応などから、一般財源不足額38億円を、財政調整基金の取崩しにより、収支の均衡を図っているところである。しかしながら、8年度については、経常的経費を始め、多額の財政需要が見込まれていることから、スクラップ・アンド・ビルドの徹底に加え、事業の廃止を含めた検討を進めるなど、歳出抑制に積極的に取り組む必要がある。

第4 予算要求基準の設定

1 予算要求基準

区分	要求基準等
① 義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	<u>ゼロベースからの積み上げによる。</u>
② 積立金、投資及び出資 金、貸付金	<u>ゼロベースからの積み上げによる。</u>
③ 繰出金	<u>特別会計の経費を本要求基準に準じ算定すること。</u>
④ 枠外経費 上記の経費は、経常的経費のうち、以下に該当する経費のものであり、(1)～(5)は、一般財源ベースで1,000万円以上のもの。 (1)法令等で義務付けられた事務事業に要する経費 (2)指定管理料 (3)長期継続契約など複数年契約に要する経費 (4)市に裁量の余地がない制度改正に伴うシステムの改修に要する経費 (5)国・県及びその他の市町村と共同実施している事業に要する経費 (6)財政課が指定する事業に要する経費 (7)数年おきに予算の増減がある事業のうち、前年度当初予算と比較して、一般財源ベースで1,000万円の増減となる経費	<u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> <u>左記のうち、財政課が認めたもの。</u> <u>(令和8年度予算における枠外経費内訳書に記載している項目。)</u>
経常的経費 ⑤ 枠配分経費 上記の経費は、経常的経費のうち、上記①～④及び⑥及び⑦に掲げるもの以外の全ての経費（物件費（旅費（「パートタイム通勤費用弁償」は除く）、需用費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費等）、維持補修費その他の一般管理経費、補助費等、普通建設事業費）である。 その主旨は、枠配分経費内で、 <u>局長主導の下、事業</u>	<u>一般財源ベースで、本編成方針に合わせて各局長に通知した配当額（R7当初予算の104%）の範囲内で見積もること。</u> 原則として、局内で調整した結果、各局長に通知した配当額の範囲内の場合は、要求どおり認めることとする。 また、弾力的な調整として、要求額から、別に示す項目及び方法による人件費の縮減額及び④に掲げる(2)(3)(5)の経費において、継続事業を廃止とした場合における廃止額を減じた額が、配当額を下回る場合も、要求どおり認めることとする。

	<p><u>の選択と見直しを行い確保した財源を再配分することにより、効率的かつ効果的な行政運営を行うものである。</u></p>	<p>ただし、予算執行における指示事項、令和元年度に実施した「事務事業見直し」に係る要見直し指示、及び新規・拡充事業等については、査定の対象とする。 そのほか、国の予算編成や地方財政対策の動向等の要因により予期せぬ財源不足が生じた場合や、枠配分の主旨に沿っていない要求は査定する場合がある。</p> <p>外局（出納室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局、市議会事務局）は、<u>ゼロベースからの積み上げによるもの</u>とする。</p>
経常的経費	<p>⑥ 特定配分経費 　　<u>経常的経費のうち、次に掲げるもの。</u> 　　(1)維持補修費（全庁的な調整が必要なもの） 　　(2)業務改革に資するICT経費 　　(3)ふるさと納税体験型返礼品提供特別経費</p>	<p>(1)、(2)は<u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> (1)については、工事等予算見積依頼を提出した維持補修費であり、かつ、単独事業であるもののうち、ファシリティマネジメント推進室等が、客観的な判断に基づき設定した、優先度の高い修繕や除却について、財政課が指示して、実施するもの。 (2)については、システム導入により、業務改革に資すると情報マネジメント課及びデジタル戦略課において認められたもののうち、財政課が別途指定するもの。 (3)については、⑤と同様の経費を、当該返礼品に対する寄附想定額の80%として各局長に通知した額の範囲内で、一般財源ベースで見積もること。</p>
政策的経費	<p>⑦ 重点取組対象外経費 <u>令和7年度高松まちづくりプラン重点取組対象事業経費のうち、令和8年度実施計画重点取組対象外となる事業経費。（新規・拡充を除く）</u></p>	<p><u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> 事業の必要性や効果を検証し、再度徹底して精査を行い、節減及び財源確保に努めること。</p>
	<p>⑧ 高松まちづくりプラン重点取組対象事業に係る経費</p>	<p><u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> 示達の内容を十分踏まえるとともに、原案で採択となった場合でも、その所要額については、再度徹底して精査を行い、節減及び財源確保に努めること。 <u>不採択事業については、⑧での要求は認めない。要求が必要な場合は、原則、⑤の配当額の範囲内で行うこと。</u></p>
	<p>⑨ 投資的経費（普通建設事業費等）</p>	<p><u>ゼロベースからの積み上げによる。</u> 令和7年度予算において、経常的経費であった事業を投資的経費で要求しようとする場合は、必ず、財政課と協議すること。</p>

歳入	⑩歳入全般	<p><u>ゼロベースからの積み上げによる。</u></p> <p>※ただし財政課が指定する歳入については、別途通知する額を上限とする。</p>
----	-------	--

※1 別途指示があったものは、それに基づき見積もること。

※2 上述の④～⑧の経費については、予算明細書に対象経費である表示をすること。

2 歳入に関する事項

(1) 市 稅

今後の経済情勢の動向や市民所得の推移、地方税制度改革の動向等を見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、見積もること。

(2) 使用料及び手数料の見直し

ア 「高松市受益者負担見直し基準」（令和4年6月改定）に基づき、受益者負担の原則、住民負担の公平確保の観点、物価高騰の影響を踏まえ計上すること。

イ 公共施設については、空きスペースの有効活用や管理経費等に見合う使用料設定に留意すること。また、予算と決算の乖離がないよう、直近の実績等を考慮し、実態に見合う見積りに努め、計上すること。

(3) 国・県支出金

事務事業の必要性等を十分検討し、対象事業を厳選する一方、国・県の制度改革、予算編成の動向等にも十分な注意を払い、確実な見積りに努めること。

ア 新しい地方経済・生活環境創生交付金などの国庫補助・交付金の確保や、積極的な活用に努めること。また、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用する事業については、採択状況に応じ、財政課と協議すること。

イ 国・県の制度改革により補助金等が廃止・減額となる事務・事業については、行政サービスの在り方を見直すこととし、原則として市費への振替は認めない。

ウ 特に、県単独の補助金等について、廃止・縮減の動きがある場合

は、県に対し強く申し入れ、その確保を図ること。

エ　国・県補助事業の市費継ぎ足しは、抜本的に見直し、廃止又は縮減を図るとともに、自ら市費継ぎ足しを行わないこと。

オ　新規・既存の事業を問わず、補助要綱の再確認や同様の事業における他市の事例を研究することなどにより、国・県等の補助制度の総点検・確認を必ず行い、財源の積極的な確保を図ること。また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても必ず検討すること。

(4) 地方財政措置のある市債の活用

市債は、その元利償還である公債費が、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、プライマリーバランスに留意しているところである。

このことを踏まえ、市債の活用に当たっては、事業の必要性等を十分に検討し、適債事業を厳選して抑制に努めるとともに、国・県の補助制度や各種団体の助成制度を調査・検討した上で、後年度に地方交付税措置のある起債を最大限活用すること。

事業の適債性、充当率等、また、地方交付税措置のない起債の充当については、財政課と事前に協議すること。

なお、過疎地域における過疎対策事業については、令和8年度をもって各種財政措置が終了することから、充当事業については、計画的に行うこと。

(5) 財産収入

ア　貸付金に係る元利収入については、適切な債権管理を行い、収入の確保に努めること。

イ　財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し、増収を図ること。

(6) 未利用財産の処分の推進

ア　土地開発公社保有分を含む未利用地等については、売却等に努めること。

イ　施設の統廃合や移転集約化、再編整備等に伴う跡地についても、建設事業年度を考慮した売却等により、財源確保に努めること。

(7) 広告料収入等の確保

施設案内表示板への広告掲載などによる広告料や自動販売機の公募設置による手数料等、新たな収入の確保を図ること。特にネーミングライツの導入については、既成概念にとらわれず、新規事業はもとより、既存の施設（公共・インフラ）、イベントなどの事業においても導入の検討を行うこと。

3 歳出に関する事項

（1）人件費

- ア 職員数の定員管理や、会計年度任用職員を含めた給与費の抑制に努めること。
- イ 既存事務事業の内容を更に精査し、外部委託化等の推進、ボランティア等との協働や市民参画の促進、局内相互応援制度の活用を図ること。
- ウ 「働き方改革」に積極的に取り組み、事務事業の内容を再点検し、計画的に事務を進めることで、一層の時間外の縮減に努めること。
- エ 会計年度任用職員（うち月額による支払者）については、令和7年度人員計画の査定結果に基づいた要求とすること。
- オ 会計年度任用職員（うち日額又は時間給による支払者）については、計画的な事務事業の執行と課内や局内の応援体制等により、最小限の計上にとどめ、臨時の業務等であっても、真にやむを得ないものに限定すること。
- カ 令和元年度に実施した「事務事業見直し」等を踏まえ適切な見直しを図るとともに、新規・拡充による人員については、スクラップ・アンド・ビルトの原則により、現員の範囲内で対応すること。
- キ イベントの終了や、事業の廃止・縮小による事務量の減少については、必ず体制を見直し、現状に見合う人員の要求とすること。

（2）物件費、維持補修費その他の一般管理経費

物価動向等を適切に反映しながらも、事務事業の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減を図ること。特に、施設の老朽化等により、維持管理経費の増加が見込まれることから、「高松市公共施設管理運営基準」等を踏まえ、仕様の再度見直しや設備総合管理業務

の一括委託、また、PPP／PFIを積極的に推進するなど、維持管理手法を見直すことにより、経費節減に取り組むこと。

ア 旅費

リモート会議を推進するとともに、関係機関との連携を図るなど、情報収集方法を見直し、業務の効率化、経費の節減を図ること。

なお、出張する場合においても、その目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して計上すること。特に、総会等で資料を持ち帰るだけの出張は認めない方針であるので計上しないこと。

イ 需用費、通信運搬費、備品購入費等

(ア) 消耗品費：在庫管理を徹底するとともに、現に使用しているものを有効活用するなど、極力節減を図ること。

形式的な贈呈用消耗品、行事参加記念品は廃止すること。

(イ) 燃料費：環境負荷の低減に留意し、使用量を的確に把握し、必要量を的確に計上すること。

(ウ) 食糧費：会議の時間帯・人数・回数・金額を見直し、行政執行上、必要かつ最小限の範囲内にとどめること。

(エ) 印刷製本費：可能な限り府内印刷、府内LAN等を活用することとし、刊行物の整理統合を行うとともに、ホームページやケーブルテレビ、ICTなどのデジタル技術の活用も検討し、ペーパーレス化を推進すること。

また、啓発用の頒布物については、その啓発効果を検証した上で、必要最低限にとどめることとし、効果の認められないものは廃止すること。

(オ) 光熱水費：電気料金については、公共施設等における照明のLED化の進捗状況なども踏まえ、適切に見積もること。また使用量の再点検を行うなど、なお一層の節減に努めること。

(カ) 施設の維持補修費：現況を十分に把握し、必要性等が高いものを優先的に実施するなど、適正な維持管理に努めること。

将来、負担が想定される経費を把握し、PPP／PFI手法導入の検討など、施設の長寿命化を図る観点からの計画的・効率的な対応により、事業費の平準化に努めること。

(キ) 使用料及び賃借料：会議等については、リモートによる会議や庁舎内、又は使用料及び賃借料の発生しない市有施設での開催を原則とし、庁外での会議室等の借上料は、原則として認めない方針であること。

複写機使用料については、資料等の作成の工夫、パソコンの活用等により、コピー量の節減を図ること。

また、会議資料等のカラー印刷は控えること。

このほか、ペーパーレス化や業務効率化の観点から、ファックスの利用について、デジタル技術の活用等により、廃止も視野に、見直しを検証すること。

(ク) 通信運搬費：郵便料については、デジタル技術やSNS等の活用等により、郵送業務の見直しを行い、送付コストの縮減を図ること。

(ケ) 備品購入費：新規購入、更新とも真に必要なものに限って計上すること。

ウ 委託料

アウトソーシングの導入が可能なものは、費用対効果を見極めた上で検討を進めるとともに、本年度の執行状況を踏まえ、改めて委託業務の仕様を見直し、必要最小限の委託内容とするとともに、長期継続契約の締結や、競争原理の強化、他課との共同発注などを検討すること。

さらに、課等で対応している情報処理システムの新規・増設に係る開発や、保守関係経費の妥当性については、事前に情報マネジメント課と協議し、同課が発行する「見積精査通知書」を必ず提出すること。

(3) 扶助費

国・県の制度によるものについては、対象、金額等はその範囲内で行うこととし、従来の見積方法を見直し、過去の推移、不用額の状況等を十分精査の上、厳格に見積もること。

また、市単独で実施しているものについては、他都市等との均衡や、事業の必要性・妥当性・効果を検証の上、事業の廃止も含め、適切な見直しを検討すること。

(4) 補助費等

- ア 各種負担金・補助金及び交付金については、要綱等によりその基準を明確化し、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を考慮する中で、必要不可欠なものに限って見積もること。
- イ 補助金等については、「高松市補助金等の見直し方針」にのっとって、抜本的な見直しを行うこと。特に、10年以上前から補助しているもの、3年以上補助金等の額や割合を見直していないもの、剰余金が生じている団体等に対する補助金等については、廃止・休止・縮減を行うとともに、外部評価の対象となったものは、その結果を踏まえること。
- ウ 市単独の負担金、補助金又は交付金の新規又は増額計上は、原則として、既存の補助金等について相当額を減額又は廃止した場合のみ認めるものであること。
- なお、新設する補助金等については、終期又は見直し時期を必ず設定すること。
- エ 負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を改めて確認し、形式的なものについては脱会を検討すること。また、負担額についても、事業内容や繰越金の状況を踏まえ、適正であるか否か検討すること。
- オ イベント・行事の開催については、イベント・行事の在り方や開催方法の見直しを検討すること。
- これらの検討を行わず、漫然と従前と同様の内容で実施するもの、又は規模を拡大するものについては原則、認めない。
- カ 全額市費負担の実行委員会方式の事業は、認めない方針であること。また、「高松市補助金等の見直し方針」にのっとって見直しを行うとともに、県等構成団体の負担割合を明確にしておくこと。
- キ 各種事業の参加記念品は、廃止すること。
- ク 各種会議等の用務出張における懇親会経費の負担金は、原則として認めない方針であること。
- ケ 全ての補助金及び交付金については、その名称、予算額、交付先等の内容をホームページ上で公開することとしているので、説明責任が果たせるよう、適切に見積もり、要求すること。

コ 補助金等の適正な執行及び透明性の確保のため、補助金等交付要綱を整備すること。

(5) 事務事業の整理・合理化

外郭団体への委託事業経費については、「高松市外郭団体の運営等指導基準」を踏まえ、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査の上、見積もること。

(6) 投資的経費（普通建設事業費等）

事業の必要性、投資効果、後年度の財政負担等を考慮し、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、見積もること。

また、「高松市公共工事コスト適正化指針」等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト縮減を図るとともに、市債の抑制にも十分配意すること。

ア 建設事業等については、計画・設計の段階から、類似の施設と比較して過剰な仕様とならないよう検討するとともに、工法・工期等を見直すなど、積算段階でコスト縮減に努めること。

イ 補助事業については、国・県の施策、財源措置等の動向に十分注意を払い、より有利な補助制度の検討など、財源確保に創意工夫を凝らすこと。

また、超過負担が生じないよう、十分留意すること。

ウ 市単独事業については、他の中核市に比べ、事業費が多大であることから、その要因を分析するとともに、必要性、効果、施設水準の適正化等を十分検討し、事業の重点化に努め、コスト縮減を図ること。

エ 施設の新・増改築及び大規模改修については、ファシリティマネジメントの観点から、建設費の低減や財政負担の平準化を図るほか、後年度に経済的・効率的な管理運営及び維持補修ができるよう、PPP／PFI手法導入の検討など、十分配意すること。

オ 工事等の設計は、特に専門的なものを除き、内部対応し、建築関係の設計委託については建築課等と十分協議の上、計上すること。

計上に際しては、民間の建設コストとも比較するなど、所要経費を精査すること。

カ 実施設計を伴う大規模な建築工事については、補助事業により、

工期の調整が困難など、止むを得ない場合や、実施設計から工事までの期間が12か月以内の事業を除き、原則、実施設計前の予算要求は認めない。

また、令和7年度に実施設計中で令和8年度当初予算要求までに完了しない事業の工事の予算は、令和8年度補正又は令和9年度当初予算以降で要求すること。

なお、補正予算要求を予定している場合は、「当初予算に要求できない事業に関する調書」に記載すること。

キ 用地の購入については、地価の情勢を認識し、利用目的・時期、国の補助認証見込み、取得の見込みなど確実な見通しを立て、計上すること。

土地開発公社により先行取得した土地については、計画的に買い戻しを行うほか、未利用地を含めた事業化検討や未利用地等を交換物件とすることなど、その有効活用を検討すること。

第5 予算編成スケジュール

1 予算要求期限

(1) 経常的経費 令和7年10月31日（金）正午

ただし、財務会計システムへの入力は、10月29日（水）正午

※10月31日（金）に提出された要求額が、下記の額を超過する場合は、要求を認めない。

枠配分経費については、原則として、各局長に通知した配当額の範囲内

(2) 政策的経費 令和7年11月28日（金）正午

2 予算編成過程における経過、関係書類等は、部外秘扱いとし、対外関係には、特に注意すること。

3 予算編成日程

令和7年10月7日（火）局長会議※ 【報告】予算編成方針

令和7年12月18日（木）財政局長ヒアリング開始（予定）

以降の日程等については、後日連絡するものとする。

【参考】

令和7年10月下旬 高松まちづくりプランの政策局長内示（予定）

財政收支見通し(R7年度→R8年度 一般財源ベースで試算)

別紙①

歳入

(単位:百万円)

区分		令和8年度		
		金額	金額	増減
一般財源	市 税	68,035	69,819	1,784
	地方譲与税・交付金	16,630	16,935	305
	地方交付税	20,750	22,566	1,816
	臨時財政対策債	0	0	0
	その他の	2,701	2,525	△ 176
	合 計 A	108,116	111,845	3,729

歳出

(単位:百万円)

区分		令和8年度		
		金額	金額	増減
一般財源充当	義務的経費	64,786	67,122	2,336
	内訳	人件費	31,652	33,691 2,039
		扶助費	16,000	16,499 499
		公債費	17,134	16,932 △ 202
	投資的経費	3,513	5,132	1,619
	その他の経費	45,094	50,115	5,021
合 計 B		113,393	122,369	8,976
充当予定基金 C ※1		1,477	1,718	241

財源不足A-B+C ※2

▲ 3,800

▲ 8,806

※1 充当基金は、施設整備基金、地域振興基金、退職手当基金を想定。

※2 令和7年度については、財政調整基金を38億円取り崩す。

※令和7年度は当初予算額、8年度は推計